

2004年の年金改革案

—給付に下限、負担に上限を設定—

公的年金は、現役世代の負担する保険料が現在の高齢者への年金原資となる世代間扶養の要素が強い。このため、少子高齢化の進行が年金財政を逼迫させる。前回2000年の改正以降、当時の見通しを上回って少子高齢化が進んだため、2004年の年金改革では、給付と負担の見直しを中心とした改革が行われる見通しである。

■ 5年に一度の年金改革

2004年は公的年金制度の改革の年に当たる。公的年金には、20歳以上60歳未満の日本に在住する人すべてが加入する国民年金(基礎年金)と、それに上乗せする形で、会社員が加入する厚生年金保険(以下、厚生年金)、公務員等が加入する共済年金がある。厚生年金や共済年金の加入対象にならない自営業者等は国民年金のみに加入する。いずれも一定の積立金は保有しているものの、基本的には世代間扶養の賦課方式となっているため、保険料を負担する現役世代の人口が減少して、受給者世代の人口が増加すると、年金財政は逼迫する。

そこで、おおむね5年に一度、人口予測の見直しに基づき年金財政再計算が行われ、持続可能な制度となるよう制度改正が実施されている。

これまでの歴史を振り返ると、予想を上回るスピードで日本の少子高齢化が進んできたことから、改正のつど、給付額の引き下げや支給開始年齢の引き上げなど給付総額の抑制が繰り返されてきている。このため、特に若年層を中心に、将来年金はもらえなくなるのではないか、といった漠然とした不安を抱えている人が多い。また、既に年金を受給している人や、中高年層の間で、今後の年金が減額されるのではないかとの不安が強く、近年ではそれが現在の消費を抑

制する一因になっているとも指摘されている。

今回も前回の年金改革時の見通しより少子高齢化が進んでいることから、給付水準の抑制や負担の見直しを柱とする改正が実施される見通しである。以下では、今回の年金改正案のうち、国民年金と厚生年金にかかわる部分について、給付水準、保険料水準、年金税制、の三つのポイントを解説するとともに、将来の改正の方向について展望する。

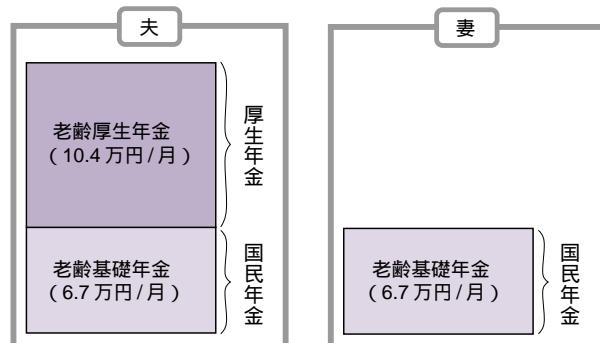
給付水準

現役世代の平均手取り賃金の50%へ

まず、給付水準については、今回の改正により、厚生年金のモデル世帯の年金額が、現役世代のボ

図表1 厚生年金モデル世帯の年金額

【世帯年金額:月額23.8万円】



(注)1. 1999年度価格。
2. 2003年度は物価スライドが適用されているため、各金額に0.991を乗じた額となる。
(資料)みずほ総合研究所作成

ナスを含む平均手取り賃金に対する割合(以下、所得代替率)を見て50%を維持するとされた。現在の所得代替率は59%なので、50%になれば15%程度の引き下げになる。

ただし、経過措置が設けられるため、改正後ただちに年金額が減額されるわけではない。実際に所得代替率が50%程度になるのは2023年度になる見込みである。また、その頃には、現役世代の手取り賃金が増加していると見込まれるため、所得代替率が引き下げられても年金額そのものが現在より大きく下がるわけではない。

なお、ここでいう「厚生年金のモデル世帯」とは、夫が20歳から60歳になるまで40年間会社員、妻が20歳から60歳になるまで専業主婦の世帯で、夫の収入は平均所得に等しい世帯である。現在(1999年度価格)の水準で見ると、現役世代の平均手取り賃金は月額40.1万円、厚生年金のモデル世帯の年金額は夫婦合わせて月額23.8万円である(図表1)。所得代替率が50%になれば、世帯年金額は、現在価値で換算すると月額約20万円となる。

なお、これは、あくまで厚生年金のモデル世帯の話であり、各世帯の実際の所得代替率は、現役時代の所得、厚生年金の加入期間、妻の就業状態や所得等に応じて変わる。世帯類型別の将来の所得代替

率は、40年間共働きだった世帯で39%、男性の単身世帯では36%、女性の単身世帯では45%となる(図表2)。また、同じ世帯類型であっても、所得が平均より高ければ所得代替率は低下し、低ければ所得代替率は上昇する。これは、基礎年金は、現役時代の所得に関係なく加入した期間に応じて支給されるからである。

また、給付水準を段階的に引き下げるにあたり、新たに、少子高齢化の影響を給付額に反映させる「マクロ経済スライド」という方式が導入される見込みだ。マクロ経済スライドとは、公的年金の加入者数(現役世代)の減少や、平均的な年金受給期間(平均余命)の伸びを反映して年金額の改定を行うというものだ(図表3)。

年金額は、実質的な価値を維持するため、現行では、一人当たりの手取り賃金上昇率や物価上昇率に応じて改定されている。これに対して、改正後は、たとえ賃金や物価が上昇しても、他方で少子化が進行して年金加入者数が減少し、制度全体での保険料収入が減少したり、平均余命が伸びたりした場合には、それらに応じて年金給付水準が自動的に引き下げられることになる。なお、このマクロ経済スライドは、賃金や物価が上昇した場合のみ実施され、下落した場合には従来通り賃金や物価の下落率に応じて

図表2 改正案による世帯別給付水準

世帯類型(構成割合)	A. 所得代替率 [B/C]		
	B. 年金額	C. 手取り賃金	
片働き (27%)	50.2%	20.1万円	40.1万円
共稼ぎ (30%)	39.4%	25.5万円	64.6万円
男性単身 (25%)	36.0%	14.4万円	40.1万円
女性単身 (18%)	45.0%	11.0万円	24.5万円

(注)すべて1999年度価格で表示。

片働き世帯以外は2004年1月時点の厚生労働省試算による。

(資料)厚生労働省、経済財政諮問会議資料

図表3 マクロ経済スライドの概要

・新たに年金を受給する人の年金改定率

「一人当たり手取り賃金上昇率」-「スライド調整率」

・既に年金を受給している人の年金改定率

「物価上昇率」-「スライド調整率」

【スライド調整率】

2025年度までは平均年0.9%程度

公的年金被保険者数の減少率(0.6%程度)

+

平均余命の伸びを勘案した一定率(0.3%程度)

(注)一人当たり手取り賃金上昇率や物価上昇率がプラスでマクロ経済スライド調整後の年金改定率がマイナスになる場合には、前年度の年金額を下回らないよう調整される見通し。

(資料)厚生労働省

年金額が改定される見込みだ。また、この措置は、後述の最終的な保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの期間に限り特例として適用される見込みだ。

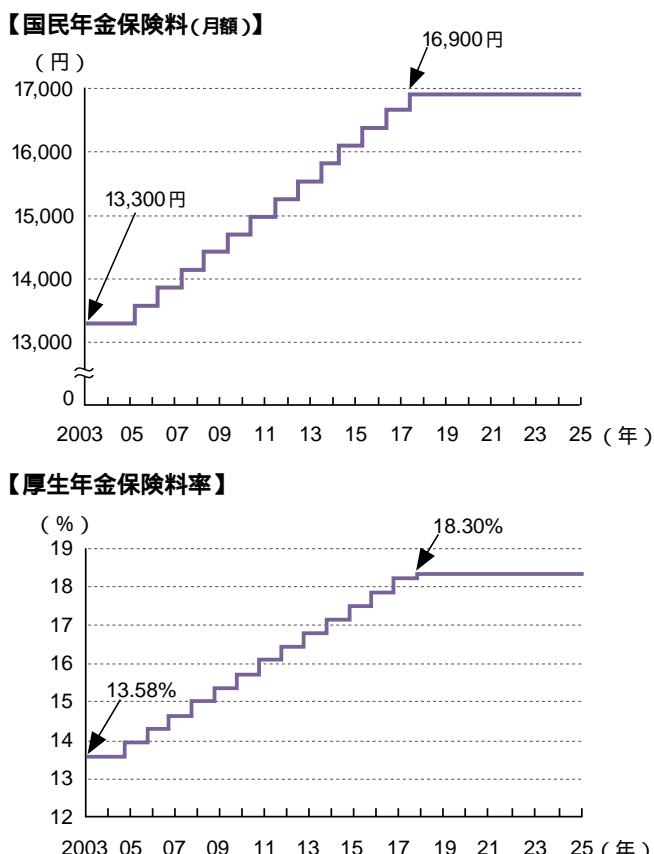
保険料水準

厚生年金保険料率は18%台へ

次に、保険料の改定については、保険料の上限と、引き上げのスケジュールが提示された。

公的年金の財政方式には、段階保険料方式が採用されている。これは、保険料を段階的に引き上げ、最終的に収支が均衡するように保険料を設定するも

図表4 保険料の引き上げスケジュール



(注) 1. 年金改正案による。
2. 厚生年金保険料は労使折半。
(資料) みずほ総合研究所作成

のである。このため、将来の最終的な保険料水準は、少子高齢化の進展度合いに伴って決まる。しかし、この方式の下では、保険料を負担する側は、いったいどこまで保険料が引き上げられるのか分からないといった不安を持つことになる。そこで、今回の改正案ではその上限が明示された。

保険料負担は、国民年金のみに加入する自営業者等と、厚生年金にも加入する会社員とで、その負担方法が違う。自営業者等の負担する国民年金保険料は、現在一人一律月額13,300円となっている。改正案では、これが2005年4月から毎年280円ずつ引き上げられ、2017年度以降は16,900円になるとされた。一方、会社員が負担する厚生年金保険料(基礎年金部分の保険料も含まれる)は、現在、報酬額(月収とボーナス)の13.58%となっており、これを企業と会社員本人が折半している。改正案では、この料率が、2004年10月から毎年0.354%(労使各0.177%)ずつ引き上げられ、2017年度以降は18.30%にとどめるとされている(図表4)。

年金税制

公的年金等控除、老年者控除の見直し

さらに、2004年度税制改正により、2005年分以降の所得に対する年金税制にも変更がある。

まず、公的年金等控除が縮小される。公的年金等控除とは、60歳以上の公的年金や一定の企業年金の受給者に対して、年金額に応じて一定額が所得控除されるものである。従来は、65歳以上になると、控除額が拡大されていたが、改正後は、この拡大措置が廃止される。

同時に、老年者控除も廃止される。老年者控除とは、65歳以上で年間の合計所得金額が1,000万円以下の人を対象にして、50万円の所得控除が行われているもので、これが廃止されることになった。

公的年金等控除の縮小と老年者控除の廃止によ

る年金課税の強化により、年金収入のみの65歳以上の夫婦世帯の課税最低限は、現在の285万円から205万円に下がることになる。

■ 今後の改正の方向

以上見てきたように、今回の改正案では、給付水準の引き下げや、最終的な保険料水準とその引き上げスケジュールが明示されるとともに、年金税制にもメスが入れられた。しかし、これで持続安定的な年金制度が確立されたわけではなく、今後も改正が重ねられていくことが見込まれる。

まず、従来から問題になっており、今回の改正でも根本的な解決策が不透明なままにとどまった基礎年金の国庫負担の問題がある。

現在、基礎年金の給付費は、その3分の2が保険料負担、残る3分の1が国庫負担となっている。将来の保険料水準を抑制するため、この国庫負担の割合を3分の1から2分の1に引き上げることは、従来からの既定路線であった。

昨年末に、2009年度までに段階的に国庫負担割合を引き上げて2分の1にするというスケジュールが明らかにされたが、年間2.7兆円に上るその財源につい

て、今回の改正では、先述した公的年金等控除の縮小や老年者控除の廃止による增收分で0.2兆円が手当てされるにとどまった。残る2.5兆円については、2005年度からは定率減税の見直しで、さらに2007年度以降は消費税を含む抜本的な税制改革で対応するという道筋が示されたのみである。具体的な方法やそれぞれの規模に関する議論はこれからとなる。

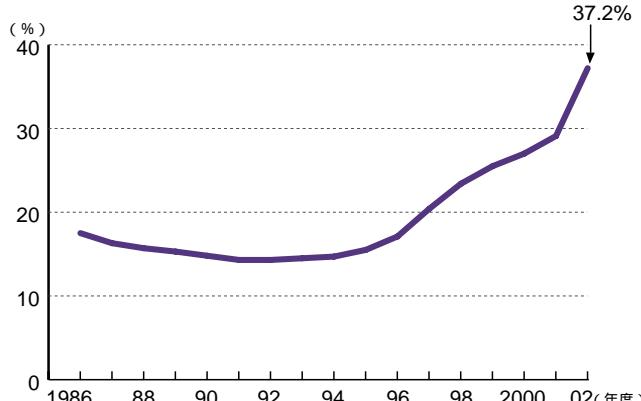
他方で、保険料負担については、このところ特に若年層を中心に国民年金保険料の未納者が増加しており、2002年度の未納率は4割弱（図表5）無視できない大きさになっている。また、本来、厚生年金の適用事業所に該当するにもかかわらず、厚生年金保険料を納めていない企業も増加しているとみられる。

改正案では、将来の保険料水準が明示されたものの、今後これが大きな議論を巻き起こす可能性もある。改正案で示されている最終的な保険料の水準は、給付水準を現役世代の平均手取り賃金の50%とするために必要な保険料を逆算したに過ぎず、現役世代の負担水準として適正な水準として設定されたものではないからだ。保険料の水準が過大であれば、一層の保険料未納を招いたり、企業が保険料負担抑制のために賃金を抑制したり、厚生年金適用外の雇用を増やすなどの対策を講じることも予想される。そうなれば、保険料の引き上げ幅ほど全体の保険料収入が増えず、年金財政の前提が崩れる恐れがある。

さらに、今回の改正案の前提より、少子高齢化が進んだ場合や、経済情勢が悪化した場合には、改めて給付と負担のバランスの見直しを検討する必要が出てくる。

次回以降の年金改革に向けて、給付と負担のあり方や年金制度体系の見直しなど、今後さらに議論が盛り上がっていくことは間違いない。今後も、年金改革の行方には幾波乱もあるものと予想される。□

図表5 国民年金保険料の未納率



（注）2002年度の未納率の上昇は、保険料の免除基準の厳格化、市町村から国に移管した徴収事務の混乱などの事情もある。

（資料）社会保険庁

みずほ総合研究所 政策調査部
主任研究員 堀江奈保子
naoko.horie@mizuho-ri.co.jp